



福岡医発第 252 号 (地)
令和 6 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療機関等の窓口における
マイナンバーカードの取扱いについて (協力依頼)

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて Q & A がとりまとめられた旨、厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

Q & A には、医療機関・薬局においてマイナンバーカードの表 (おもて) 面の情報を確認するために、患者本人の了解の上で一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして管理しておくことは差し支えないことが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 193 号（情シ）（保険）
令和 6 年 4 月 16 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて（協力依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて、今般、Q&A がとりまとめられ、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【Q&A の概要】

医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、患者本人の了解の上で、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは差し支えない旨の案内。

【別添資料】

- ・事務連絡：医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて（協力依頼）

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民正主管部（局）国民健康保険主管課（部）、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）宛てに事務連絡を発出しましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和6年4月10日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて

医療機関等の窓口におけるマイナンバーカードの取扱いについて、今般、別添のとおりQ&Aを取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

問 医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能か。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されるか。

(答)

- マイナンバーカードによる資格確認を行った際、保険請求の実施に必要な範囲内で、患者本人の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された患者の氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的に医療機関・薬局の職員が患者のマイナンバーカードを預かることやその表面をコピーして保管することは差し支えない。
- このとき、医療機関・薬局の職員が、意図せずにマイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを見てしまうことは、法令上問題にならないが、マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、裏面のコピーを取ったりすることはできない。
- なお、マイナンバーカードの表面を確認する場面としては、具体的に、
 - ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施した際、氏名・住所等に旧字等が含まれているため、黒丸「●」で表示され、正確な表記を確認する場合
 - ・ 何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認やその他の方法による資格情報の確認を行うことができず、患者から被保険者資格申立書の提出を受け、マイナンバーカードの表面の情報を把握する必要がある場合
 - ・ 暗証番号認証等を行う際、明らかに本人であることに疑いがあり、マイナンバーカードの表面の写真を確認する場合等が想定される。
- 上記の取扱いについては、デジタル庁と協議済みである。